

令和6年度 綾瀬少年軟式野球連盟規約

- 1条 本連盟は綾瀬少年軟式野球連盟と称する。
(略名:綾瀬連盟)
- 2条 本連盟の事務局はヤングスポーツ店内に置く。 住所:足立区綾瀬5-14-17
- 3条 本連盟は少年軟式野球を地域に普及、指導をなし、その健全な発展を計ると共に連盟の充実と
会員相互の親睦、地域社会との協調、青少年の善導に寄与することを目的とする。
- 4条 本連盟は前条の目的を達成する為、下記の事業を行う。
①少年軟式野球大会の開催
②少年軟式野球の普及発展並びに技術向上に関する指導研究
③地域全般及び会員相互の親睦発展の為の行事
- 5条 本連盟の主催する大会の表彰は総会において設けた賞を授与する。
- 6条 本連盟の会員は、連盟役員と指導者登録名簿で20歳以上の大人とする。
- 7条 本連盟の目的並びに事業を賛助するをもって顧問とする。
- 8条 本連盟は足立区を範囲内とする。
但し、他の地域より加盟する場合は、代表者会議で半数以上の賛成を必要とする。
- 9条 本連盟に次の役員を置く。
会長:理事長:副理事長2名:派遣理事:副派遣理事:派遣事業部員:事務局長
:審判部長:副審判部長:審判部員:会計:会計監査2名:顧問
参与として各チームの一部監督とし、役員を補佐をする。
- 10条 役員任期は二年とし、但し再任は妨げない。又、会長:理事長:副理事長の任期は別に定めない。
- 11条 本連盟に次の機関を置く。
①総会
②役員会
③委員会
④代表者会議
- 12条 総会の構成と性格
総会は本連盟の最高議決機関で会員をもって成立する。
出席者の過半数をもって決定し可否同数の場合は、議長がこれを決定する。
- 13条 総会での役員選出は19条にて決定する。
又、議長は議場を総括し書記は総会の事務を処理する。
- 14条 総会の権限は次の事項を審議する。
①決算:事業報告
②会長、理事長、副理事長、役員、委員及び監査の承認
③予算:事業計画
④規約の改廃
- 15条 総会の開催は役員会で開催の有無を決定する。
- 16条 臨時総会は会長がこれを召集する。
- 17条 役員会の構成と性格
①役員会は19条により選出し総会にて承認する。
②構成は会長:理事長:副理事長:派遣理事:副派遣理事:派遣事業部員:事務局長
審判部長:審判副部長:会計で構成する。
③選手及び会員の違反、又はペナルティーが発生した場合の除名、出場停止処分等
を審議する。

- ④足少連大会及び連盟の議決等に基づく業務を提案:報告
- ⑤総会に基づく事項を提案:報告及び会費等の決定。
- ⑥委員会委員の選出。
- ⑦その他特に必要とするもの。

18条 委員会の構成と性格

連盟に次の委員会を置く

事務局、審判部

- ①委員会は17条により選出し総会にて承認する。
- ②構成は事務局:事務局長:事務局企画、各チーム事務局員
審判部:審判部長:副審判部長:審判部員、各チーム派遣審判部員
- ③連盟の大会等の競技内容:日程:ルール作成。

19条 代表者会議は役員会及び加盟チームの代表者で構成し、会長または理事長が必要に応じてこれを召集し任務は次の通りである。

- ①新規加盟チームの審査:承認と脱退チームの承認
(承認は加盟チームの過半数以上とする。)

- ②役員の選出

20条 本連盟内の移籍に関して下記のペナルティを課して認める。

- ・4年生以下の移籍に関して次のリーグ戦への出場停止
- ・5年生以上の移籍に関して次から2期のリーグ戦への出場停止
- ※各チームは入部に関しては必ず規約を説明し承諾を得てから入部を認める。

21条 本連盟の経費は運営資金、大会賞品及びその他にあてる為徴収する。

22条 本連盟の経費は連盟登録費及び大会費・運営費をもって充てる。(新チーム入会金¥5,000)

23条 本連盟の会計年度は1月1日～12月31日とする。

24条 会計監査の選出は17条にて選出し総会に於いて承認しその任期は定めない。

25条 本連盟の決算報告は年度替わりに委員会:総会等に行う。

26条 本連盟の慶弔金は、本人の結婚:死亡は1万円 同居人死亡は1万円 本人病気は1万円とする。

27条 本連盟規約の改廃については総会でこれを定める。

28条 本連盟規約に定める事項は執行部会の決議により行う。

平成4年2月:平成5年1月:平成16年1月一部改定

平成17年2月一部改定(大会要項・連盟規約)

平成18年2月一部改定(大会要項)

平成22年2月一部改定(大会要項)

平成24年2月一部改定(大会要項・連盟規約)

平成25年2月一部改定(大会要項・連盟規約)

平成26年2月一部改訂(大会要項)

平成27年2月一部改訂(大会要項)

平成28年2月一部改訂(大会要項)

平成29年2月一部改訂(大会要項)

平成31年2月一部改訂(大会要項)

令和3年2月一部改訂(連盟規約・大会要項)

令和5年2月一部改訂(連盟規約・大会要項)

令和6年2月一部改訂(連盟規約・大会要項)